

株式会社アプレ 買取利用規約

株式会社アプレ（以下「当社」）が提供する買取の利用規約は以下の通りです。

買取ご希望のお客様は下記規約に従い、これを了承したものとご利用いただくものといたします。

第 1 条（買取対象品について）

1. インゴット及びスクラップ地金（金・プラチナ・その他）、宝石、貴金属、ブランド時計、ブランドバッグ、ブランド小物、骨董・美術品・楽器などその他動産取扱商品（以下、「総合リユース品」）が対象となります。（詳細はお問い合わせください）
2. クーリングオフ適用期間内の物品に関してはお取引できません。
3. 拾得物、盗品、クレジット等のお支払いが完了していない総合リユース品はお取引できません。
4. 特定商取引に関する法律に伴い、訪問買取業者からの買取りは一切お取引できません。お客様からの御連絡で訪問して買取りした商品は出張買取に区分されるためお取引させていただきます。但し出張買取に関しても注意点（クーリングオフ）がありますので下記の資料をご覧ください。

経済産業省（クーリングオフについて）

経済産業省HP

<http://www.no-trouble.go.jp/search/what/P0204012.html>

事業者用資料

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokih/20130213/leaflet1.pdf>

一般用資料

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokih/20130213/leaflet2.pdf>

第 2 条（地金買取について）

1. インゴット及びスクラップ地金（金・プラチナ・その他）の買取相場情報は当社営業日9：45 に株式会社アプレ公式HP（<http://apre-g.com> 以下「公式HP」）上に表示いたします。前日比は土日・祝日を除く前営業日9：45 を元に算出しサイトに表示いたします。但し、銀・パラジウム・K18WG・K14WGにしましては朝の更新が最短で10:15 となります。また、買取相場は基本的に国内公表価格を元に当社基準で算出しておりますが、世界相場の変動が著しく変わった場合には、国内公表価格に関わらず、サイト上に通知の上、当社の算出相場が適用されます。
2. 平日や祝日前の当社営業日に送られたお荷物は発送営業日の相場（最終更新分）にて買取りをさせていただきます。
3. 土曜日・日曜日・祝日・その他当社営業日外に発送されたお荷物は翌営業日の相場（9：45更新分）にて買取をさせていただきます。
4. 連休中（年末年始・GW・お盆など）の地金買取相場の適用は大型連休前の営業日に送られたお荷物を含め、全て翌営業日の相場（9：45更新分）となります。但し、大型連休の2営業日前に送られた買取商品

で大型連休明けに到着したお荷物は発送営業日の相場（最終更新分）でお買取をさせていただきます。

5. 地金買取（前営業日相場適用）はすべて発送営業日最終更新の相場を基準（サイトに表示）として算出・買取させていただきます。精錬・分析・その他当社で調査が必要なものは、調査完了日の相場で算出・買取させていただきます。
6. ご来店された場合には、お預かりした時点での当社買取相場を適用させていただきます。
7. 原則、当社指定の査定方法で買取金額を算出させていただきます。

第 3 条（買取商品送付、当社査定の注意事項について）

1. インゴット及びスクラップ地金（金・プラチナ・その他）、宝石、貴金属、ブランド時計、ブランドバッグ、ブランド小物の買取希望品送付の際は、貨物運送の際の損害額を補償する「アプレ補償」をご利用ください。**お見積もり商品はアプレ補償サービスを適用できません。**事故防止の為、厳重に梱包の上ご送付ください。ご事情によりアプレ補償を適用せず、お取引先様から当社までの輸送中に生じた紛失・故障・破損などについては、当社は一切責任を負いません。その際お取引先様で貴重品保険など（お取引先様のご負担）の加入をお願い致します。お見積りや石外しなどの買取以外のサービスをご希望の場合は元払いでお送りください。又、当社から返送させていただく際は、着払いにてお送りいたします。
2. 総合リユース品に関しては保証額が 100 万円までとなります。古銭を含む貨紙幣類（金貨・銀貨・プラチナ貨は除く）、有価証券は保証対象外となります。その他の当社取扱商品は、「事前申告システム」に入力頂いた情報をもとに、弊社が決定する買取価格を基準にして補償金が支払われます。お送り頂く際に、故障・破損などがないように厳重に緩衝材を詰め、商品にあった大きさの箱で梱包下さい。送料に関してはお客様負担となります。
3. 発送先は公式HPにてご確認ください。万一、発送先が異なる場合または発送先が異なる商品を同梱した場合、再送料金を請求させていただきます。
4. 商品査定などの内容について異議無く了承するものとします。未開封品であっても、動作確認・物品確認のために開封する場合がございます。開封後に商品の返品が発生した場合でも、開封についての責任は一切負いません。また、商品個数は当社にて数えさせて頂いた時点の個数を、お客様からお送り頂いた個数と致します。
5. 電話などで概算金額をお伝えした場合には、商品到着時の実際の状態によっては、お伝えした概算金額を下回る場合がございます。
6. 当社査定により発見されたキズ、付属品欠品などの状態不備があった際は、査定金額の変動を了承するものとします。
7. 査定終了後の商品返送先については、発送元住所にのみ返却させていただきます。代送や、同一会社内の他店舗への返送はお受けできませんのでご了承ください。
8. 石外しにより商品が破損した場合でも当社は責任を負いません。また点数、留め方などによりご希望に添えない場合がございます。

第 4 条（古物営業法および犯罪収益移転防止法に基づく本人確認について）

1. 取引時には必ず本人確認書類が必要となり、買取業者の方は下記書類が必要となります。
2. 買取業者の方は「古物商許可証」、「登記簿謄本の原本」、「代表者および実質的支配者の身分証明書」の必要書類を提出していただきます。顔写真なしの身分証明書の場合、それ以外の身分証明書2点と転送不要郵便にて本人確認をいたします。
3. 一般の方は必ずご本人の身元が確認でき、且つ「生年月日」・「現住所」・「有効期限」の確認できる「免許証」、「パスポート」、「保険証」のいずれかが必要となります（2回目以降ご利用の際も都度、本人確認書類のご用意をお願いします）。
4. 法人の方は実質的支配者の申告が必要となります。
5. 外国PEPsに該当する方は申告が必要となります。
6. 買取業者の方は所在確認が必要となります。
7. 2に該当する、代表者および実質的支配者以外の担当者が取引される場合は、委任状と担当者の身分証明書が必要となります。
8. ご登録カードにある必要記入欄の金融機関口座名義は、ご利用のお取引様に限ります。
9. 18歳未満の方のご利用はできません。
10. 取引時確認事項の変更があった場合、お客様側から申告が必要となります。

第5条（売買成立について）

1. 買取査定完了後、3営業日以内に当社より査定結果をご提示いたします。ご来店されてのお取引に関しましては、対面で確認させていただきます。ただし、大変混み合っている場合にはご連絡が遅れる場合があります。また当社提示の買取金額でご承諾いただいた場合、品物の所有権は当社に移ります。
2. 当社の査定重量とお取引様との間による、計量時の誤差が発生した場合には、当社の重量を採用させていただきます。
3. 買取対象品であっても当社買取査定基準により、査定不可能と判断された品物につきましては、返却させていただきます。
4. 当社査定金額に承諾いただき、買取が成立した後の品物及び代金の返却など、キャンセルは一切お受けできません。
5. 買取不成立の場合は、お申込み頂きましたご住所にご返送させていただきます。
6. 買取不成立後、商品返却後に外観などのキズが仮に認められても当社は責任を負いません。
7. 買取対象品であっても当社買取査定基準により、破損、故障などが見受けられ査定不可能と判断された物につきましては、返却させていただきます。
8. インゴット及びスクラップ地金（金・プラチナ・その他）、宝石、貴金属、ブランド時計、ブランドバッグ、ブランド小物の保管期限は査定金額通知後3営業日とし、ご連絡がとれない場合はお伝えした買取伝票の相場は無効となります。
9. 保管期限は、査定金額通知後15営業日とし、ご連絡がとれない場合は当社にて返却致します。その際の送料はお客様負担となります。

第 6 条（お支払いについて）

現金又は振込みになります。口座情報に不備がある場合、その他お客様の責により振込みできなかった場合は、お客様に振込手数料を負担していただきます。

第 7 条（お客様情報について）

当社では、ご提供いただいたお客様の情報を以下の利用目的に必要な範囲で利用いたします。

1. 郵送、発送、お支払など当該通常取引を行なう場合
2. 警察からの正式な要請及び公的行政機関からの情報開示に応じた情報提供の場合
3. サービスのご案内、資料送付のため
4. サービス実施のため
5. その他、当社が必要と判断する場合

第 8 条（反社会的勢力の排除について）

お客様が以下に該当する場合又は反社会的勢力の排除に基づく虚偽の申告をしたことが判明した場合には、お客様に対して催告することなく全ての取引が停止・契約を解除いたします。

また、これにより損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、関係者、その他反社会的勢力(以下、暴力団等)、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者である場合、又は、反社会的勢力であった場合
2. 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合
3. 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合
4. 自らまたは第三者を利用して他方当事者の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合
5. 自ら又は第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした場合

第 9 条（疑わしい取引について）

お客様が以下に該当する場合、又は、該当すると当社担当者が判断した場合は、催告することなく全ての取引の停止、契約を解除できるものとします。また、これにより損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。ただし、証明する書類を不注意で忘れてしまうなどの合理的な理由がある場合は、この限りではありません。

1. 現金の使用形態に着目した事例
(1) 多額の現金により取引する場合。

- (2) 1回当たりの購入額が少額であっても頻繁に取引を行うことにより、結果として多額の取引となる場合。
- (3) 顧客の収入、資産等に見合わない多額の取引を行う場合。
- (4) 顧客の持物、身なりと取引の金額が見合わない取引。
- (※) 場合によっては、収入、資産を確認する書類を求める場合もございますので、予めご了承下さい。

2. 真の契約者を隠匿している可能性に着目した事例

- (1) 顧客が取引の関係書類に自己の名前を書くことを拒んだり、本人確認書類の提示に拒否反応を示した場合。
- (2) 本人確認の際に顧客が提示した身分証明書等が偽造である疑いがある場合。
- (3) 取引が架空名義又は借名で行われたとの疑いがある場合。
- (4) 申込書、売買契約書などの取引の関係書類それぞれに異なる名前を使用しようとする場合。
- (5) 法人の実体がないとの疑いが生じた当該法人関係者が取引に関わっている場合や、当該法人に確認した本人確認等に関する情報（住所、電話番号等）に虚偽の疑いがある場合。
- (6) 顧客の住所と異なる場所に関係書類の送付を希望する場合。
- (7) 顧客が取引関係書類や本人確認書類等の必要書類を記入する際に、書き損じが多くその他必要以上に時間を要する場合。
- (8) 記入に必要な情報をメモなどから書き写している場合。

3. 取引の特異性（不自然さ）に着目した事例

- (1) 数人で同時に来店し、別々の担当者に多額の現金取引を依頼する場合。
- (2) 短期間に多数の貴金属などの取引をするにもかかわらず、各々のデザイン等に対してほとんど関心を示さない場合。
- (3) 同一人物・企業が、短期間のうちに多くの貴金属などの取引を行う場合。
- (4) 経済合理性から見て異常な取引を行おうとする場合（例えば、売却することを急ぎ、市場価格を大きく下回る価格での売却でも厭わないとする場合など）。
- (5) 貴金属等に刻印されている品位と実際に確認した品位が異なる場合。

4. その他の事例

- (1) 当社の規約類の全て又は一部に同意せず、もしくは、規約の全て又は一部の適用を拒否する場合。
- (2) 暴力団員、暴力団関係者等が取引に関わる場合。 ※第7条に明記
- (3) 顧客が取引の秘密を不自然に強調する場合及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った場合。
- (4) 自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む場合。
- (5) 自社従業員の知識、経験等から見て、取引の態様が不自然な場合又は顧客の態度、動向等が不自然な場合。
- (6) 犯罪収益移転防止管理官（※）その他の公的機関などから、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引を行う場合。

(※) 警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官 (J A F I C)

第 10 条 (利用規約の改訂について)

1. 当社は、本規約内容についてご利用様の同意を得ることなく、本利用規約を追加・変更改訂できるものといたします。
2. 利用規約追加・変更改訂は、公式HP上に告知した時点で成立したものといたします。

平成29年5月1日制定